

どんな鼻をしているのか？

〒768-0011

「襲撃の再開を臭わず木下の脅し」被告川上発行紙四国タイムズ10月5日号の見出しである。原告の四国時報抗議号外では襲撃の再発であるのを、再発を再開とわざわざ小狡く書き替える姑息なゴロ付新聞社主・川上道大。野良犬のようにさまよいつつもクンクンと原告のアラを見つけ出せず嗅覚がボケたのかね？一度、耳鼻科に行かれてはどうか？反論文や世間の評論を記し、又、被告川上の心理を推察、指摘したのは、被告川上が毎号に書き続けておる「事件」。これを読む読者には、言葉の裏に被告川上の心情面を見てとれるからである。(深層心理)原告からの当然の自衛の権利による反論反撃文に脅えるとは、「被害妄想」以外の何ものでもない。こうまで決め付け、断言出来る根拠が、今回、証人として出廷するとある人と、原告のかつての交友関係とするようであるが。仮にその証言があっても被告川上が強弁するような、原告が六代目山口組倭和会の企業舎弟であることの証明は不可能なことだ。つまり、被告川上や証人となる予定の人が一方的に邪推、妄想しているだけの話だからだ。被告川上は自ら「四国タイムズ平成24年8月5日号」紙面3ページ上段に平成10年1月号の記事で、高松地検に告訴され、高松高裁へ控訴→経て最高裁で懲役10ヵ月(執行猶予3年)の判決を受けた。つまり、前科持ちである。にもかかわらず、反省するどころか、むしろこの事実を自慢するかのごときに記す神経の持ち主である。「自慢高慢馬鹿のうち」とはこのことである。他に重複して裁判が行われておることも被告川上自らが報じている。出物、腫物、誰彼構わず悪罵の極みは、彼こそ公共の公序良俗を乱す小悪党である。「原告の後ろ盾に六代目山口組倭和会」と大見出しで記す。反論されると「脅された」と言うなど現下の中国や、近隣国に似た質の悪い行為だ。さらに、刑事告訴を催促する強がりを表記しておるが、よく聴くことだ。物事には順序がある。現在、裁判所で民事で審理中であり、これの判決次第で刑事告訴を決めるのが原告のスケジュールである。被告川上は己にとって恨みのある高松地検を指定するのには、何らかの魂胆があつて原告を利用せんとするつもりだろう。心配せずとも本物の裁判所で裁判中だ。結果によって希望通りに対応しよう。又、原告の反論を「脅迫で刑事告訴を検討する」とあるが、そもそも己の仕出かした事件で、その報道の内容を追及されて、これが脅迫とは(笑)己が車で故意に追突しときながら、当てられたと泣き喚き散らすような当たり屋同然の行為である。被告川上よ!どこまで小心者で、どこがラストサムライなのだ?歯を剥き出して吠えまくるくせに逆に咬まされ後退りしながら消えていく気弱な野良犬そのもの。いくら強がっても世間では「四国時報に咬まされた四国タイムズ」と言われていると聞いています。四国タイムズの3ページの大方の記事を何故、直接対象者の所に出向いて文句を付けないのかね?又、ますます侠の恥を曝させる愚行をあえて行わせるのか理解に苦しむところでもある。往生際の悪いおサムライさんで困ったものだ。

観音寺市出作町 603 番地 3

電話 0875-25-6883

編集発行人 木下俊明

裏面に続きます

(平成24年9月12日)

さて、読者の皆様には興味のある裁判の状況をご報告しておきます。移動で担当裁判長が代わり、本事件は簡易裁判所から職権で上級の地裁へ移送するとの発言がありました。当日は以下の通り裁判長から・・・

- ① 簡易裁判所から地裁へ移送することに決定。(職権により)
- ② 期日については後日通知する。

[被告(四国タイムズ・川上道大)に対して裁判官から]

- ① 主張の信憑性を具体的に陳述するよう指摘がありました。
- ② 被告発行紙の発行部数及び配布範囲を裁判所へ提出するよう指摘がありました。

[原告(四国時報・木下俊明)に対して裁判官から]

- ① 被告が謝罪広告を掲載する費用が訴訟時に見込み 100,000 円相当分の印紙を貼付しておるが、増額となった場合は印紙の追加をするのか？

※当然応ずると即答しました。

裁判所では、判決を不服として控訴、上告をするであろうと見たようです。被告川上の前歴からしても、十分有り得ることと予想出来ます。

公判当日、被告代理人に「四国タイムズ9月号に記事が無かったね？」と問いかけたところ、「馬鹿な事は止めときなさいと私が被告に言っておきました。」と返事をしたが、四国タイムズ10月号での被告川上の理由、言い分とは異なっておる。いずれもいい加減な輩だ。

どんなに抗議しても被告川上の態度が変わらないことは、原告にとって織り込み済み。だが、ここで手を緩めるのは世間様に対して「被告川上の主張を認め、譲歩した」と公言するに等しい。よって今後も被告川上の不法行為が続く限り、謗言(他人を悪く言う)、暴言(乱暴で無礼)、妄言(でまかせ)には、毅然かつ厳然と対処し「他人を苦しめれば、それ以上の報いを受ける」ことを思い知らせなければならない。(目には目を、歯に歯を)これを脅迫と受け止めるのは笑い話だ。原告の反論、反撃は正当防衛そのものである。